

鳥取県ふるさと納税受付等業務委託プロポーザル実施要領

この実施要領は、鳥取県ふるさと納税受付等業務委託の公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加しようとする者が提出する企画提案書等を審査し、受注者を選定する手続きについて必要な事項を定める。

1 業務概要

（１）業務名

鳥取県ふるさと納税受付等業務（以下「本件業務」という。）

（２）業務の目的

ふるさと納税は、複数のポータルサイトによる受付、多くの返礼品事業者との取引等業務が複雑化してきており、また、鳥取県へのふるさと納税をより一層促進する必要がある。そのため、魅力ある返礼品の提供可能企業の新規開拓なども含め、民間事業者の持つスキームやノウハウを活用して、より効率的かつ効果的なふるさと納税業務体制を構築する。

（３）委託期間

契約締結日から令和１０年６月３０日まで

※ただし、本件業務の開始は、令和７年７月１日からとする。なお、契約締結日から令和７年６月３０日までは、本件業務の開始に必要な事前準備の期間であり、その間に発生する費用等は全て契約の相手方（以下「受託者」という。）の負担とする。

（４）業務内容

別添「鳥取県ふるさと納税受付等業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（５）委託料

委託料は、以下の額を合計した額に消費税及び地方消費税の額を加えた額とする。

ア 次の受付方法等による寄附について、委託期間（契約締結日から令和７年６月３０日までを除く）中に申込があった寄附額にあらかじめ定める委託料率を乗じて算定した額。

（ア）ふるさとチョイス（イに該当する寄附を除く）

（イ）楽天ふるさと納税

（ウ）ふるなび

（エ）パンフレット同封の郵便局払込票等（イに該当する寄附を除く）

（オ）持続可能な地域づくり団体支援寄附金（別紙１参照）

イ 次の受付方法等による寄附について、委託期間中に寄附金受領証明書等を発行した寄附件数にあらかじめ定める単価を乗じて算定した額。なお、ワンストップ申請希望の有無別に単価を設定する。

（ア）さとふる

（イ）鳥取銀行「故郷とっとり応援定期預金」

（ウ）災害支援（他自治体への寄附金の代行受付を含む）を目的とした寄附金や県内在住者からの寄附金など、寄附者に対しお礼の品を贈呈しない寄附金

（６）見積上限額

令和７年度～令和１０年度 105,000 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）

※この金額は１２ヶ月に想定する寄附額を 350,000 千円、寄附件数を 15,000 件とした場合の金額であり、契約予定金額を示すものではない。

各年度における（４）ア及びイにおける区分ごとの内訳は以下のとおりとすること。

年度	（４）アに用いる寄附金		（４）イに用いる寄附金		備考
	寄附件数	寄附金額	寄附件数	寄附金額	
令和７年度	9,000 件	215,000 千円	3,000 件	65,200 千円	9 か月分（令和７年７月～令和８年３月）
令和８年度	11,500 件	274,000 千円	3,500 件	76,000 千円	
令和９年度	11,500 件	274,000 千円	3,500 件	76,000 千円	

令和 10 年度	2,500 件	30,000 千円	500 件	10,800 千円	3 か月分（令和 10 年 4 月～令和 10 年 6 月）
合計	34,500 件	822,000 千円	10,500	228,000 千円	

なお、お礼の品の提供事業者に支払う経費は、この委託上限額には含まれていない。別途委託者がお礼の品に係る県負担額及び振込手数料を負担する。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 次に掲げるいずれかの税金を滞納している者でないこと。
 - ア 鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含み、個人県民税及び地方消費税を除く。）
 - イ 法人税（延滞税及び加算税（以下「延滞税等」という。）を含む。）
 - ウ 消費税（延滞税等を含む。）
 - エ 地方消費税（延滞税等を含む。）
- (3) 鳥取県暴力団排除条例（平成 23 年鳥取県条例第 3 号）第 2 条第 3 号に規定する者を役員、代理人、支配人又はその他の使用人としている者でないこと。
- (4) 法人格を有していること。
- (5) 令和 7 年 4 月 22 日（火）から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 令和 7 年 4 月 22 日（火）から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (7) 仕様書で定める業務内容について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び鳥取県の指示に柔軟に対応できること。

3 契約締結までのスケジュール（予定）

プロポーザル公募開始	令和 7 年 4 月 22 日（火）
質問書の受付期限	令和 7 年 4 月 28 日（月）午後 5 時
質問への回答公開	令和 7 年 5 月 2 日（金）まで
参加申込の提出期限	令和 7 年 5 月 8 日（木）午後 5 時
参加資格の有無、プレゼンテーション日程通知	令和 7 年 5 月 12 日（月）まで
企画提案書の提出期限	令和 7 年 5 月 19 日（月）午後 5 時
プレゼンテーション、審査結果の通知	令和 7 年 5 月下旬（日程は別途通知する。）
契約締結	令和 7 年 5 月下旬

4 本件に関する質問及びそれに対する回答の方法等

本件に関する質問がある場合は、質問書を提出すること。ただし、参加申込書及び企画提案書の作成、提出に必要な事項及び業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

- (1) 提出書類 質問書（様式 1）
- (2) 提出方法 電子メールで 9 の場所へ提出すること。
電子メール以外による質問には応じない。
なお、事前 9 の場所に連絡すること。
- (3) 提出期限 令和 7 年 4 月 28 日（月）午後 5 時まで
- (4) 質問の回答 質問及び回答については、令和 7 年 5 月 2 日（金）までに鳥取県令和の改新戦略本

部税務課のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/zeimuka/>）において回答する。

5 応募手続

（１）参加申込書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、下記に従い参加申込書を提出すること。

ア 提出書類

（ア）参加申込書（様式２）

（イ）令和６年鳥取県告示第５０７号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格を有する者でない場合は、次の書類

ａ 納税証明書（参加申込書提出日前３月以内に発行されたものであり、かつ、参加申込書提出日前１年以内において納税義務が発生したものに限る。）

　　ｉ 法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書（国税通則法施行規則（昭和３７年大蔵省令第２８号）別紙第９号書式その３の３）

　　ｉｉ 鳥取県内に事業所を有する者にあつては、鳥取県税に未納がないことを証する納税証明書

ｂ 登記事項証明書（参加申込書提出日前３月以内に発行されたものに限る。）

ｃ 鳥取県内及び鳥取県外のいずれにも事業所を有する者にあつては、法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書（その１）の写し（地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２８号）第１０号様式）その他の鳥取県内の事業所の従業員数を確認できる書類

ｄ 役員等名簿

（ウ）鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和４０年１月３０日付発出第３６号）第５条第１項に規定する競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者で鳥取県内に支店を有する者は、法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書（その１）の写し（地方税法施行規則第１０号様式）

イ 提出部数 一部

ウ 提出方法 持参（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く日の午前８時３０分から午後５時１５分までとする。）又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（信書と明記すること。）によること。

なお、持参又は送付の前に９の場所に電話連絡すること。

エ 提出期限 令和７年５月８日（木）午後５時まで

※未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱う。

オ 参加資格の確認結果の通知

提出された参加申込書等の書類を審査し、参加資格の有無について、令和７年５月１２日（月）までに通知する。

（２）企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加者は、参加申込書提出の後、「鳥取県ふるさと納税受付等業務委託企画提案書作成要領」に基づき、企画提案書等を作成し、下記に従い提出すること。

ア 提出書類

（ア）企画提案書提出届（様式３）

（イ）企画提案書（様式自由、原則Ａ４版１５枚程度以内とする。ただし、資料の作成上Ａ３版を利用した方が確認しやすい場合は可とする。）

（ウ）業務フロー図（様式自由、ただしＡ４版とする。）

- (エ) 業務実施体制調書（様式4）
- (オ) 管理責任者調書（様式5）
- (カ) 担当者調書（様式6）
- (キ) 会社概要及び業務実績（様式7）
- (ク) 個人情報の管理に係る申告書（様式8）
- (ケ) 見積書（様式9）
- (コ) 企画提案書提出の日の属する事業年度の前3事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の財務の状況を明らかにすることができる書類

イ 企画提案に係る書類の提出

- (ア) 提出期限 令和7年5月19日（月）午後5時
- (イ) 提出場所 9の場所
- (ウ) 提出部数 各7部（正本1部、副本（写し）6部）
- (エ) 提出方法 持参（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。）又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（信書と明記すること。）によること。なお、持参又は送付の前に8の場所に電話連絡すること。

(3) 企画提案書作成要領の交付

企画提案書作成要領は、令和7年4月22日（火）から令和7年5月19日（月）までの間に鳥取県令和の改新戦略本部税務課のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/zeimuka/>）から入手するものとする。

6 審査会の設置

(1) 審査会の名称

鳥取県ふるさと納税受付等業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）

(2) 構成人数

審査員の数は県職員3名とする。

(3) 審査方法

提出された企画提案書等について、提案者からのプレゼンテーション及び提案者との質疑応答を受けて審査する。

7 評価方法

(1) 評価方法・基準

企画提案書の評価は、「鳥取県ふるさと納税受付等業務委託プロポーザル審査要領」に基づき(2)の方法によるプレゼンテーションによる企画提案書の説明を聞いた上で行う。

(2) プレゼンテーションの実施方法

本プロポーザル参加者は、概ね次のア〜ウに示す方法によるプレゼンテーションにより、提案説明を行うこととする。

プレゼンテーションの日程等詳細は令和7年5月12日（月）までに参加者へ通知する。

ア 日時 令和7年5月下旬（予定）

イ 場所 鳥取県庁内会議室（予定）

ウ 実施方法

プレゼンテーションは1提案につき20分以内（厳守）とし、プレゼンテーション終了後、審査員からの質問時間を15分間程度設けることとする。

なお、プレゼンテーションに必要なと考えられるパソコン、プロジェクター、スクリーンは委託者が準備する。（パソコンについては持参可。）

8 選定方法

(1) 選定方法

7の評価方法により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行なう。同点の提案者が複数となった場合には、審査員の合議による順位を決定する。

(2) 審査結果の通知・公表

審査結果は、提案者全員に文書で通知する。

9 書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 (鳥取県庁本庁舎 5 階)

鳥取県令和の改新戦略本部税務課 安田

電話 0857-26-7069 / ファクシミリ 0857-26-7087

電子メール zeimu@pref.tottori.lg.jp

10 契約の締結

8により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行ない、契約を締結するための見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、8により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

11 契約保証金

受託者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

12 情報公開

提案者が提出した企画提案書等一式は、鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが、提出者に無断で本プロポーザル以外の用途には使用しない。

13 その他

(1) 企画提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

(2) 参加者の失格

審査会の審査員に対し、本プロポーザルの選考に関し働きかけを行った者は失格とする。

(3) 参加費用

本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(4) 著作権の取扱い

鳥取県は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わない。

(5) 提出された企画提案書等は返却しない。

(6) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は認めない。

(7) 参加申込書及び企画提案書の提出後、応募の辞退を行う場合は、任意の様式にて書面により申し出ることとする。

(8) 暴力団の排除

受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載する。なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除する

ときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団もしくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

（9）受託者は、本件業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、仕様書で定める「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」及び「特定個人情報等取扱業務委託契約特記事項」を守らなければならない。